

ジョブコーチ支援事業

～ 障がい者の職場適応と雇用継続をお手伝いします ～



障害者就業・生活支援センターしらはま / 障がい者職場定着推進センターくらよし / あいおい /
障がい者職場定着推進センターあしすと / 米子ワークホーム / もみの木作業所 /
鳥取障害者職業センター

ジョブコーチ支援事業とは

- 「職場適応援助者（ジョブコーチ）」とは、厚生労働大臣が定める研修を修了した支援者です。
- 障がいのある方が職場に適應できるよう、また、事業主が無理なく雇用管理（ナチュラルサポート）していけるよう、ジョブコーチが職場を訪問し支援を行う事業です。

特徴

- 職場内での支援
- 障がいのある方、事業主双方への支援
- 職場内における支援体制の整備を支援



支援期間と費用

- 支援期間は1ヶ月以上8ヶ月以内で個別に設定します。（標準的な支援期間は2～4ヶ月程度）
- 支援期間終了後は、必要に応じて職場内における支援体制に対するフォローアップ期間を設定します。（原則、最大1年間）
- 支援を受けるための費用は無料です。

支援開始のタイミング

- ① **雇用と同時**：採用と同時期に支援を開始する場合です。
- ② **雇用後支援**：既に雇用されている障がいのある方の職場適応に課題が生じた際や職場環境の変化など、支援が必要になった際に支援を開始する場合です。

支援の要件

- 原則として、ご本人が雇用保険の被保険者であることが支援実施の要件です。
- 国等における障がい者雇用については、支援の対象とはなりません。

必要な情報など

- **不安やニーズなどをお聴かせください**：支援課題やポイント、支援頻度などを整理・検討のうえ、ジョブコーチ支援計画書を作成し、関係者で共有します。なお、支援実施上知り得たことを支援関係者以外に口外することはありません。
- ジョブコーチが支援実績を申告するために、以下について確認・依頼させていただく場合があります。これらの情報は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構への支援実績の申告以外の目的で使用することはありません。

事業主：雇用保険適用事業所番号

ご本人：雇用保険被保険者番号

ジョブコーチ支援事業の流れ

① 利用相談

- お近くのハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センター、鳥取障害者職業センターにご連絡ください。



関係者の同意をもとに、ジョブコーチ支援に向けた準備を開始します。



② 支援に向けての準備

- **事業主**：職場環境、指導体制、職務内容などの確認
- **ご本人・ご家族**：ご本人・ご家族の状況などの確認
- **関係機関**：支援体制の状況などの確認

<支援会議>

- 関係者が集まり支援会議を実施
- **ジョブコーチ支援計画書**を説明
⇒関係者の同意をもって支援を開始します。

>概ね1～2週間必要です。状況によりさらに日数が必要な場合があります。<

③ 支援の実施

- 支援計画に基づいて、課題に対する支援を行います。

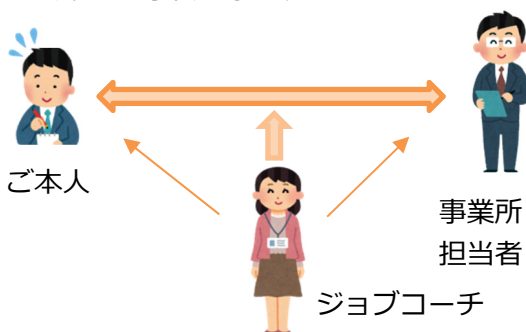
集中支援期

標準的な支援
頻度は週2回
前後

移行支援期

状況を見なが
ら徐々に支援
頻度を減少

ジョブコーチが事業所を訪問し、職場の指導・管理担当者と障がい者の関係づくりをお手伝いします。



支援会議

- 関係者が集まり支援会議を実施
- 支援終了後のフォローアップ方針などについて協議



ご本人への支援

- 職場でのコミュニケーションやルールなどに関すること
- 仕事の進め方、作業方法に関すること
- 健康管理、仕事についての不安や悩み、生活リズムの維持などに関すること

事業主への支援

- 障がい理解に関すること
- 指導や関わり方に関すること
- 職務内容や労働時間など労務管理に関すること

ご家族への支援

- ご本人の職業生活を支えるために必要な家庭での取組に関すること
- 職場との連携体制に関すること

④ フォローアップ

- 勤務の様子や職場内における支援体制の状況を確認しながら、安定した雇用関係の継続に向けてフォローアップします。

ジョブコーチがいなくても安心して雇用関係が維持されることを目指します。



ジョブコーチ支援実施機関



主な支援対象地域		ジョブコーチ支援実施機関名	住 所	連 絡 先
①	全域	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部 鳥取障害者職業センター	〒680-0842 鳥取市吉方189	TEL: 0857(22)0260 FAX: 0857(26)1987
②	東部	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 障害者就業・生活支援センターしらはま	〒689-0201 鳥取市伏野2259-17	TEL: 0857(59)6060 FAX: 0857(59)2022
③	中部	社会福祉法人鳥取県厚生事業団 障がい者職場定着推進センターくらよし	〒682-0817 倉吉市住吉町37-1	TEL: 0858(23)8448 FAX: 0858(23)8456
④	中部	一般社団法人 あいおい	〒689-2101 東伯郡北栄町江北3854	TEL: 0858(36)5050 FAX: 0858(36)5100
⑤	西部	社会福祉法人あしと 障がい者職場定着推進センターあしと	〒683-0064 米子市道笑町2-126 桑本ビル1階	TEL: 0859(34)6568 FAX: 同上
⑥	西部	社会福祉法人光生会 障がい者支援施設米子ワークホーム	〒683-0021 米子市石井1223-1	TEL: 0859(26)5222 FAX: 0859(26)5223
⑦	西部	社会福祉法人もみの木福祉会 もみの木作業所	〒683-0103 米子市富益町4722	TEL: 0859(28)9174 FAX: 0859(28)9177